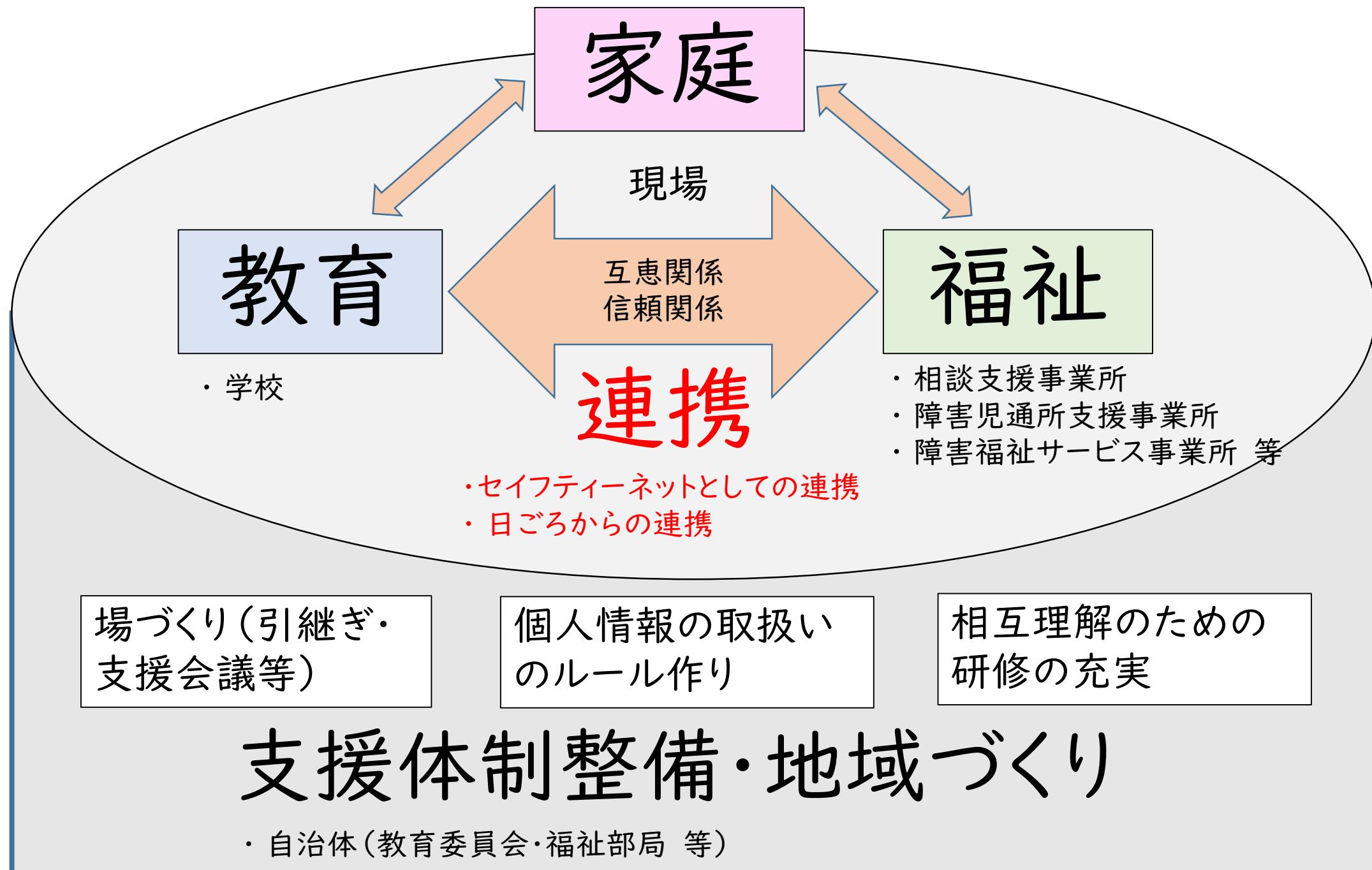


家庭・教育・福祉をつなぐ 連携の第一歩

～埼玉県における教育・福祉連携推進事業～

国立障害者リハビリテーションセンター
発達障害情報・支援センター
教育・福祉連携推進官 畠山和也



教育と福祉との連携を推進するための方策

(1) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業等との関係構築の「場」の設置

- ・教育委員会と福祉部局が共に主導し、「連絡会議」などの機会を定期的に設けるとともに、既存の特別支援教育連絡協議会、発達障害者支援地域協議会及び(自立支援)協議会を活用する等、効率的かつ効果的な運営に努めること

(2) 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知

- ・放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子供に係る福祉制度について、校長会や教職員の研修会等において周知を図ること

(3) 学校と障害児通所支援事業等との連携の強化

- ・学校と障害児通所支援事業所等間の連携の方法について、円滑に実施できている地方自治体の好事例を周知し、家庭・教育・福祉が情報共有できる仕組みの例を示すこと

(4) 個別の支援計画の活用促進

- ・「個別の教育支援計画」が作成される場合、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関が連携して、しっかりと作成されるよう、必要な規定を省令に置くこと

目的

- ・家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告を踏まえ、埼玉県をフィールドとして、教育委員会と福祉部の連携のもと、関係構築の場の設置と合同研修会実施に取り組み、地域における教育と福祉の連携推進のモデルづくりを目指す

埼玉県の特別支援教育及び障害児通所支援事業の現状

- 人口:7,336,455人(令和4年1月1日現在。さいたま市・川越市・川口市・越谷市・和光市を除く。)
 - 県立特別支援学校数:46校(分校及び複数設置を含む) 幼児児童生徒数:8,183人
内訳:視覚障害1校、聴覚障害2校、病弱4校、肢体不自由9校、知的障害30校
 - 小中学校等特別支援学級数及び児童生徒数
小学校:1,795学級、7,816人 中学校:831学級、3,346人
 - 通級による指導教室数及び児童生徒数
小学校: 341教室、4,923人、 中学校:62教室、670人
- ※「令和3年度 埼玉の特別支援教育」より 上記の数値は 令和3年5月1日現在
- 県指定障害児通所事業所数:約990事業所
※埼玉県HP【令和4年1月31日時点】障害児通所事業所体制状況一覧より
(さいたま市・川越市・川口市・越谷市・和光市を除く。)

3年間の流れ

- 令和元年度は、小学校、特別支援学校、障害児通所支援事業所（児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス等）の協力を得て、教育と福祉の連携の実態を調査した。
- 令和2年度は、**特別支援学校在籍児童生徒**を対象とした支援会議を実施し、その成果と課題を考察するためのアンケート調査を行った。
- 令和3年度は、県内4市の自治体に協力を依頼し、**小・中学校在籍児童生徒**を対象とした支援会議を実施し、アンケート調査を行った。
また、**3市の協力**を得て、連携のための取組を行った。

令和元年度
放デイと学校への聞き取り調査

実施に向けた段取り(協力依頼)

【令和元年】

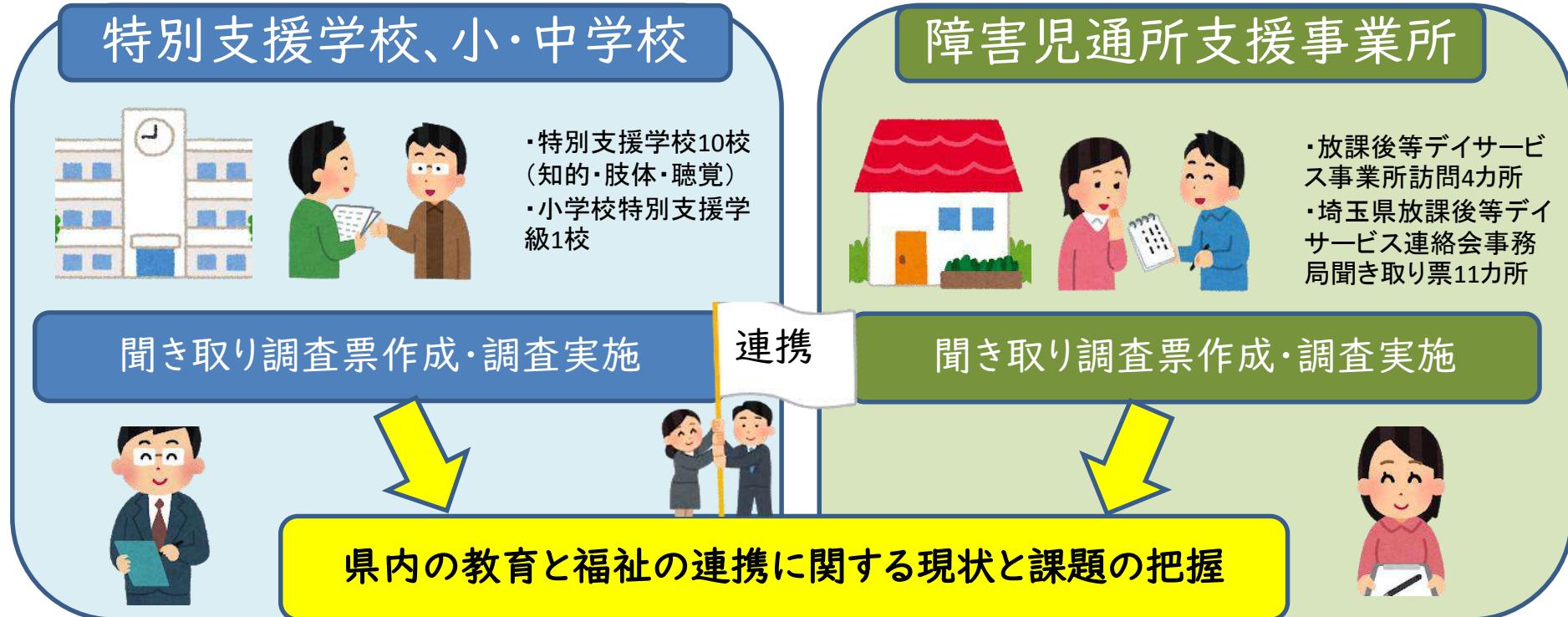
	教育機関・関係者	福祉機関・関係者
4月	県教育局 県立学校部 特別支援教育課	県知事部局 福祉部 障害者支援課
7月	埼玉県特別支援教育推進協議会総会	埼玉県放課後等デイサービス連絡会事務局会議

9月、12月 特別支援教育課と障害者支援課と3者で進捗確認等打ち合わせを実施

【令和2年】

	教育機関・関係者	福祉機関・関係者
1月	埼玉県特別支援学校校長会	
6月	県教育局 県立学校部 特別支援教育課	県知事部局 福祉部 障害者支援課

教育・福祉連携推進事業 令和元年度 聞き取り調査



結果 県教育委員会と福祉部局との情報交換会3回、F市教育支援室と福祉部局との情報交換会2回、T市及びS市の自立支援協議会こども部会に出席し、教育と福祉の連携に関する現状と課題について情報収集した。連携の現状として「情報共有に関すること」、「指導・支援に関すること」、「相互理解に関すること」、「他機関との連携」がまとまりとして挙げられた。連携の課題としては「日程調整・負担の増加」、「個人情報の取り扱い」、「立場、意識、資質等の差」がまとまりとして挙げられた。このことを踏まえ、「引継ぎ会議」「支援会議」「合同研修会」の実施が必要と考えた。

連携の現状に関すること

情報共有	ツール	・学校のHP(年間計画・下校時間等)・放デイ利用状況調査(学校が保護者対象に実施)・放デイ一覧表(学校が作成)・放デイ登録用紙・利用者名簿(放デイが学校に提出)・送迎ルール等の文書(学校が作成)・緊急時対応マニュアル(学校が作成)・送迎カード
	場を設定	・定例の連絡会 ・新規参入事業所に個別に説明
指導・支援	支援計画	・保護者に支援プランや支援計画の提供を依頼 ・保護者の判断で支援プランや支援計画を提供 ・ケース会議の時にお互いの計画を共有 ・保護者の同意のもと、合理的配慮の部分を共有
	会議	・ケース会議(不定期で必要性に応じて開催) ・引継ぎ会議(新・転入生)
相互理解	相互訪問	・教員が放デイを訪問 ・放デイ職員が学校を訪問 ＊内容:学校公開、授業見学、行事、研修会・公開講座
	研修	・学校の研修会で福祉職員が講師 ・事業所の研修会で教員が講師
他機関との連携		・自立支援協議会 ・福祉課、子ども支援課 ・子育て支援センター

連携の課題に関すること

日程調整・負担感の増加	<ul style="list-style-type: none">・日程調整が大変・コーディネーター、担任の負担が増える
個人情報の取り扱い	<ul style="list-style-type: none">・保護者の同意が得られない・個人情報保護の関係から共有できない情報がある・事業所からの事故報告がない
立場、意識、資質の差	<ul style="list-style-type: none">・放ディ職員、相談支援専門員の専門性に不安がある・教育的視点と福祉的視点のすり合わせが難しい (立場、ルール、指導観の相違)・教員の意識改革、学校が謙虚になる必要がある・運営主体によって支援方針が異なる

連携における保護者の役割

- つなぎ役(連絡調整全般)
 - 学校の情報を放デイに、放デイでの様子を学校に伝える
- 「我が子のニーズ」の一番の理解者
 - 責任をもって支援計画の作成に参画することが必要
 - 支援会議を要請する
- 我が子の個人情報の管理責任者
 - 福祉のサービス等利用計画・個別支援計画を学校へ渡す
 - 学校の教育支援計画・個別の指導計画を福祉事業所へ渡す
 - サポートファイルなどを活用し、新たな支援者に情報を引継ぐ

相互理解のためのアイディア例

①放ディイ職員・相談支援専門員への学校教育理解のための取組

- ・ 放ディイ職員や相談支援専門員が学校公開や授業参観、行事などへ積極的な参加ができるように計画・実施する
- ・ 学校の公開講座で教育の理解啓発を企画する
- ・ ボランティアとして午前中だけでも放ディイ職員に入ってもらう（相互理解を深めるためにもOJT方式の研修として組織的に発展させる）

②教員への福祉理解のための取組

- ・ 毎年、教員研修において福祉の制度や支援の実際に関する研修を行う（福祉職の方に講師をお願いする）
- ・ 放デイへの視察のルール作り（夏季休業中を利用し、見学会や合同研修会を実施するなど教員が放デイを理解する機会を組織的に設ける）
- ・ 年次研修の実習先として活用する

③連携・協働のための取組

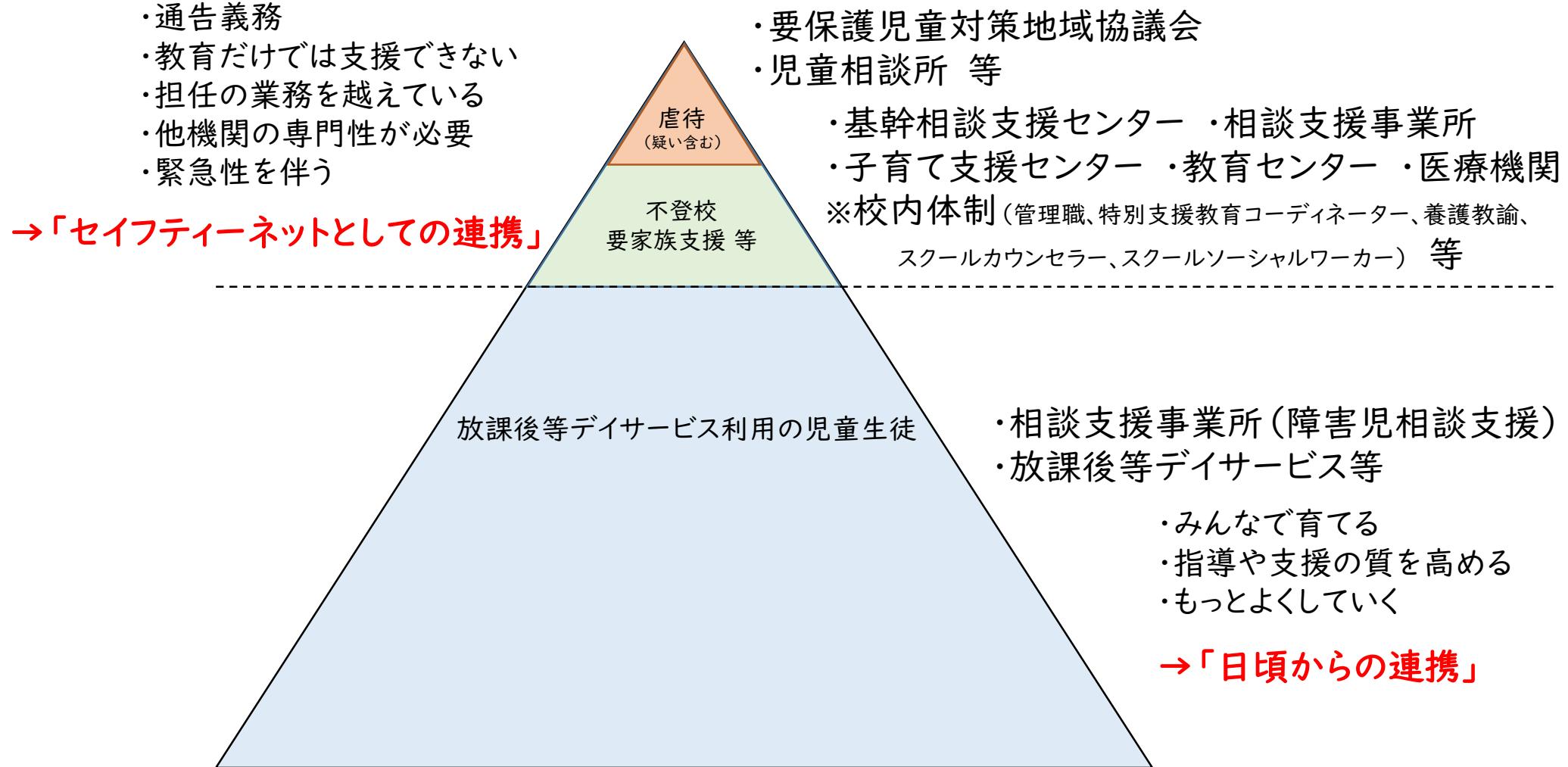
- 保護者の承諾のもと保護者経由で、サービス等利用計画及び個別支援計画と教育支援計画及び個別の支援計画とを学校と放デイ・相談支援専門員とで共有できるように保護者に積極的に働きかける
- 新小1で初めて作成する際に(引き継ぎ時に)、相談支援専門員や放デイ職員と繋がっておき、福祉の支援計画と教育の支援計画の目標等、情報の共有をしながら作成する
- 送迎時の効率の良い情報交換など、連携の好事例集の頒布等を行う

現状と課題のまとめ

- お互いが話し合う場や機会がほしい。支援者同士の情報共有が必要
 - どうすれば連携できるのかわからない。業務で忙しい
- 相互理解のための取組が必要
 - 現場に負担がかからず、相互にメリットがある連携の在り方が求められる(既存の取組の活用なども含めて)
- 働き方改革 (優先順位のある効率的な仕事の精選)
 - 優先されるべきは、子どもたちにとって必要なこと

令和2年度
特別支援学校における
支援会議の実施

学校から見た福祉との連携の整理



教育と福祉の個別の支援の計画の整理

学校

作成:学級担任等

・個別の教育支援計画

→障害のある子ども一人一人に対して、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関が連携して支援を行うための計画(特別な教育的ニーズ、本人・保護者の願い、合理的配慮、等)



・個別の指導計画

→障害のある子ども一人一人に対する学年ごとの指導計画(指導に結びつく実態、各教科等の目標、指導内容、方法、評価など)

教育と福祉の目的は異なるため、全く同じではないが、重なる部分もあるので、相互に情報を共有しているとよりよい

→ 相互の支援計画の質的向上 → 指導・支援の質的向上 → 子どもの成長へ

相談支援事業所(障害児相談支援)

作成:相談支援専門員

・障害児支援利用計画

→本人や家族が望む生活や育ち等の実現のために、ニーズに基づき、どのような支援やサービスを、どのように組み合わせて利用したらよいのかなどについてマネジメントする、「総合プラン」



放課後等デイサービス事業所

作成:児童発達支援管理責任者

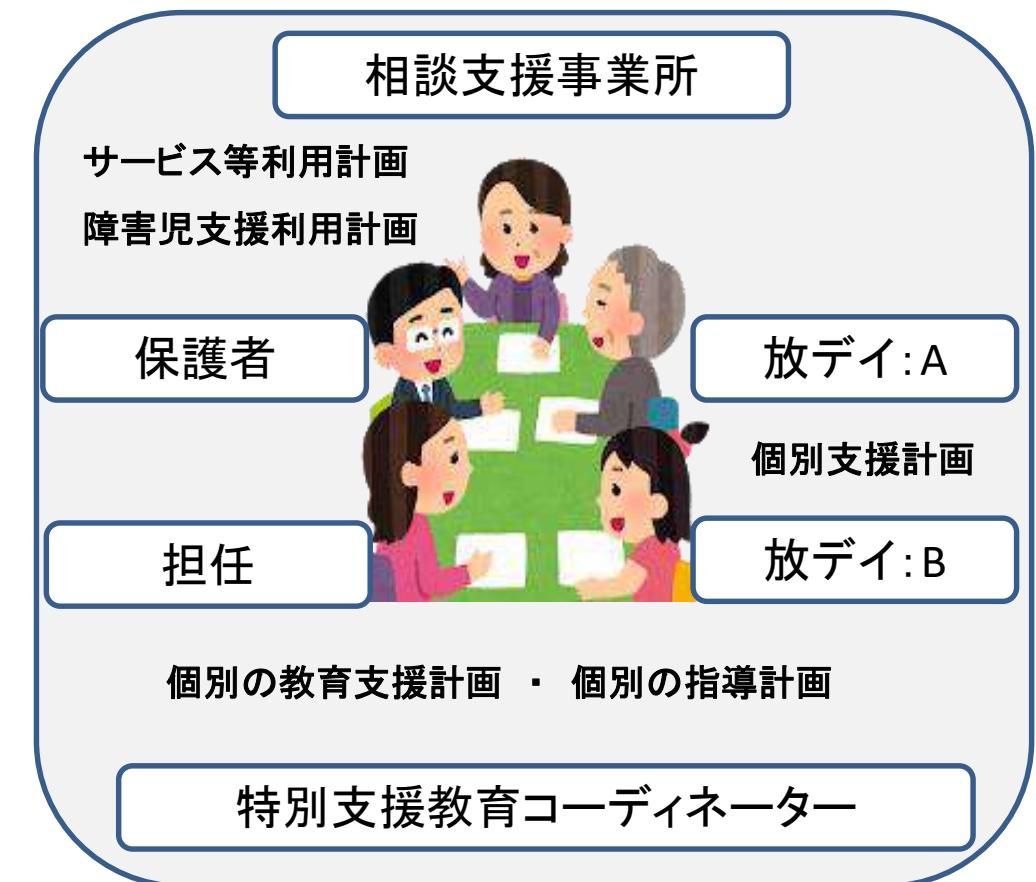
・個別支援計画(放課後等デイサービス計画)

→「利用計画」に位置づけられた支援やサービスを提供するに当たり、具体的な到達目標や支援方法、内容を定めた「実行プラン」

連携推進のための取組提案

家庭・教育・福祉で集まる「支援会議」

- ・「日頃からの連携」を目指して
- ・集まれるメンバーで
- ・それぞれの支援計画を持ち寄り、子ども理解を深め、子どもの成長を共有する
- ・「サービス担当者会議」や「モニタリング」を兼ねられるとよい



支援会議で大事にしたいこと

- ・顔と顔がつながること
- ・会議の目的の確認(何について話し合うのか)
- ・教育と福祉、双方の取組(実態把握、目標の設定、指導・支援内容及び方法、評価等について)を知り合うこと
- ・家庭・学校・事業所での取組、役割分担の確認
- ・今後の方針を確認
- ・必要に応じて、個別の支援計画(個別の教育支援計画、個別の指導計画、サービス等利用計画、障害児支援利用計画、放課後等デイサービス個別支援計画等)へ反映させること

令和2年度 特別支援学校における支援会議の実施

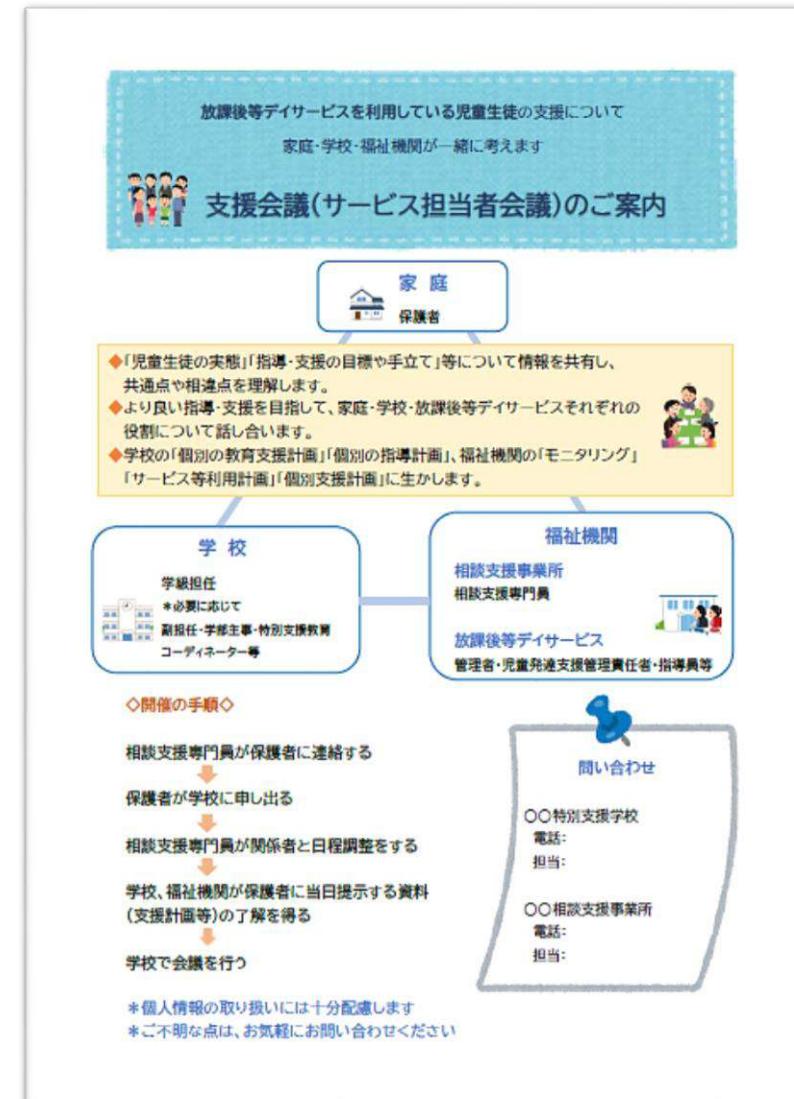
◆協力依頼先

- ・特別支援学校 11校
- ・自立支援協議会 3市

◆実施状況（令和3年2月末現在）

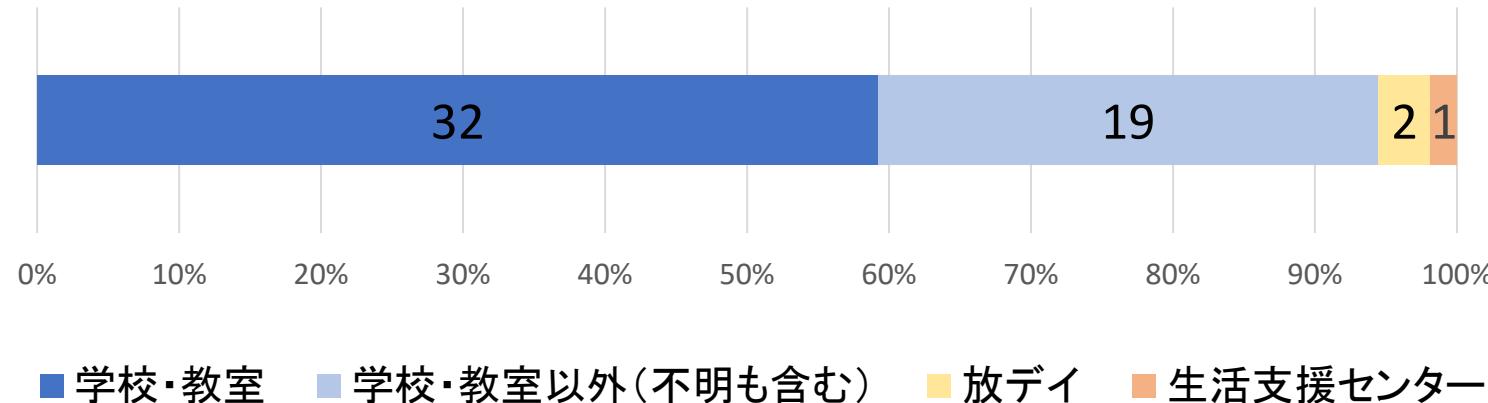
- ・4校で 54ケース実施
- ・アンケート提出数
328（提出率90.0%）

支援会議周知のためのリーフレット

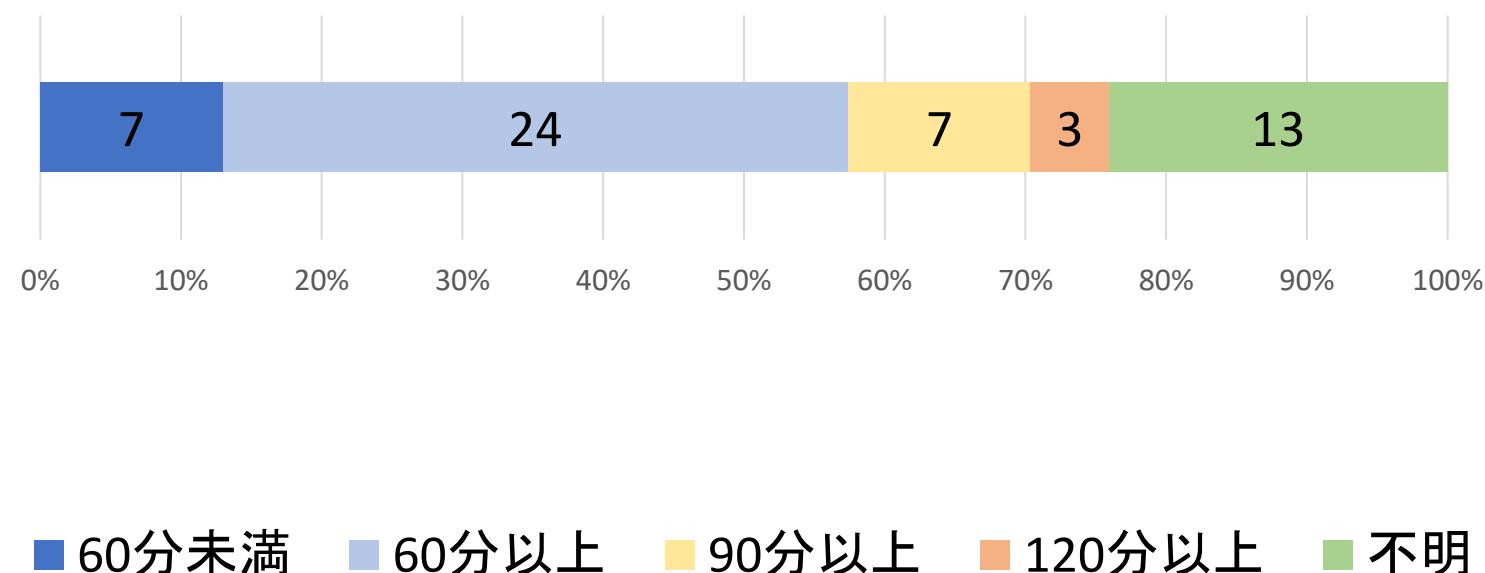


支援会議の実施状況 (N=54)

◆実施場所

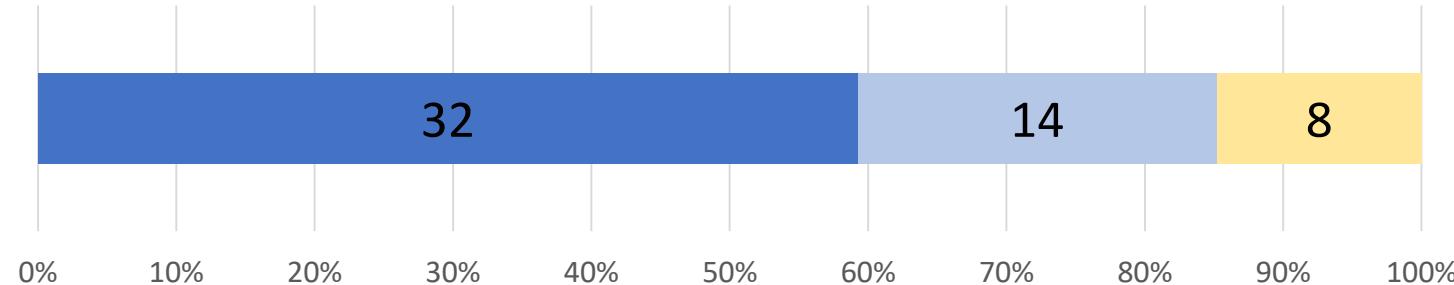


◆所要時間



支援会議の実施状況 (N=54)

◆対象児

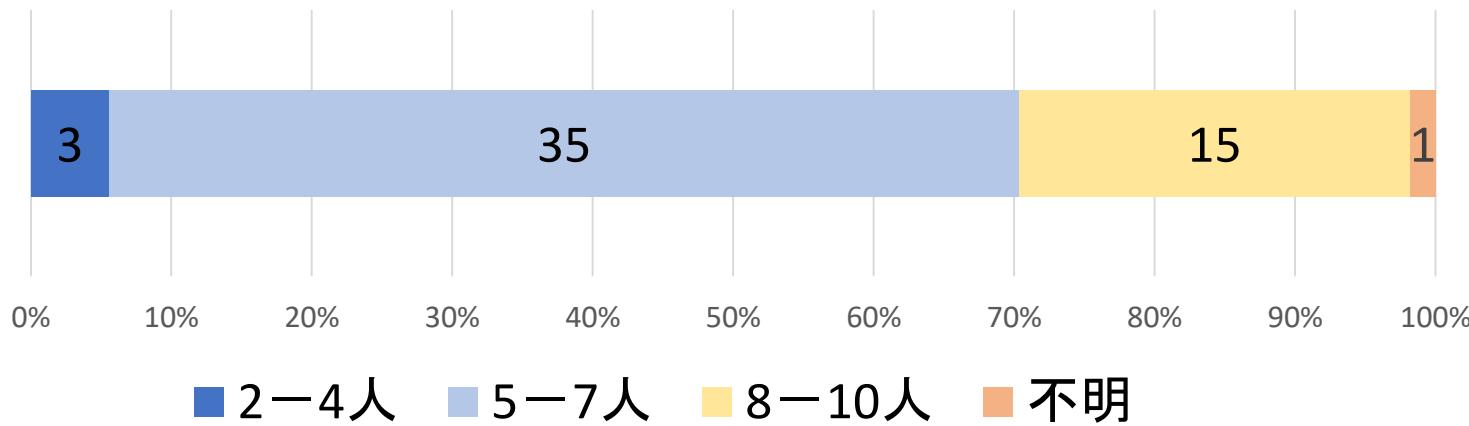


■ 小学部

■ 中学部

■ 高等部

◆参加人数



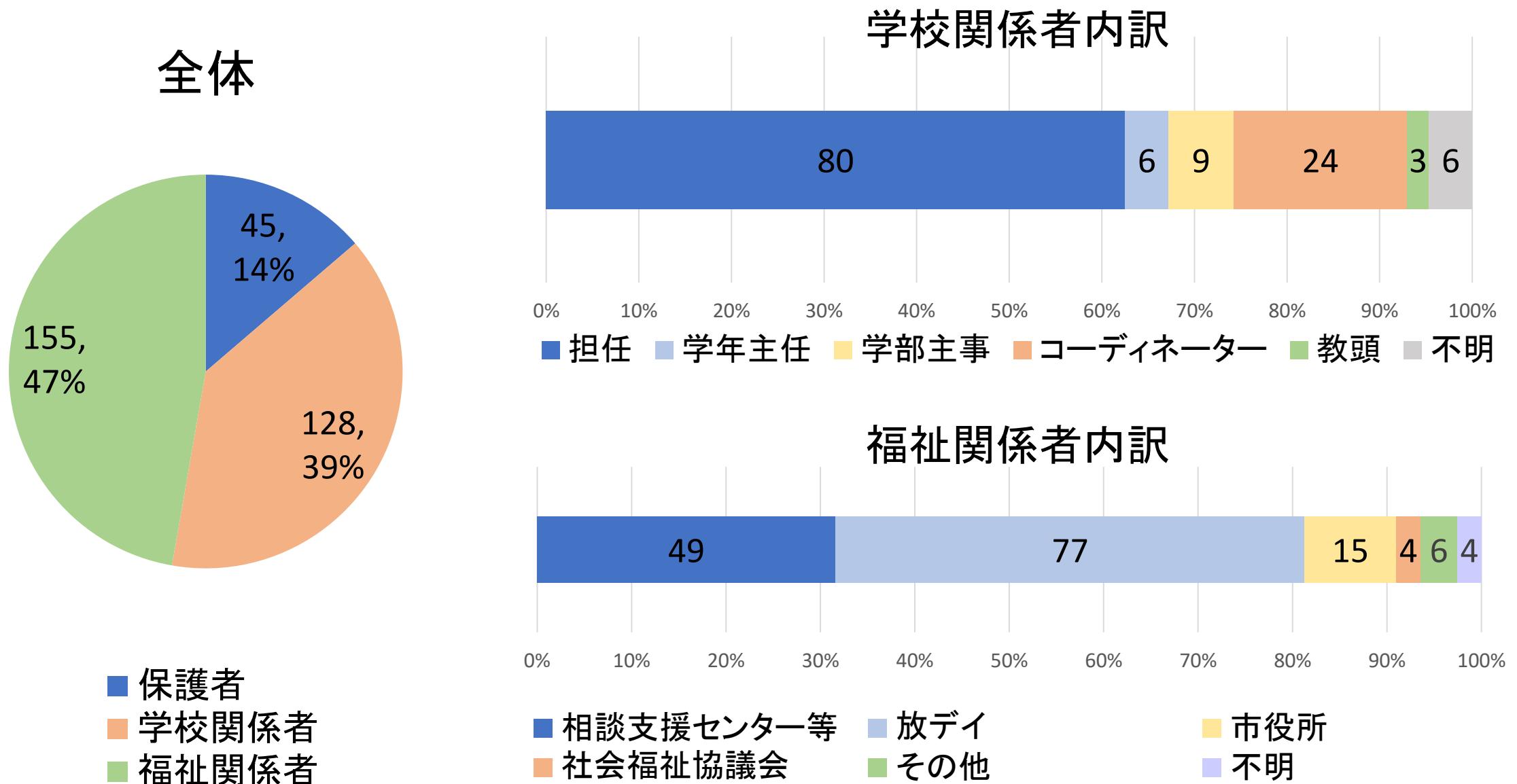
■ 2-4人

■ 5-7人

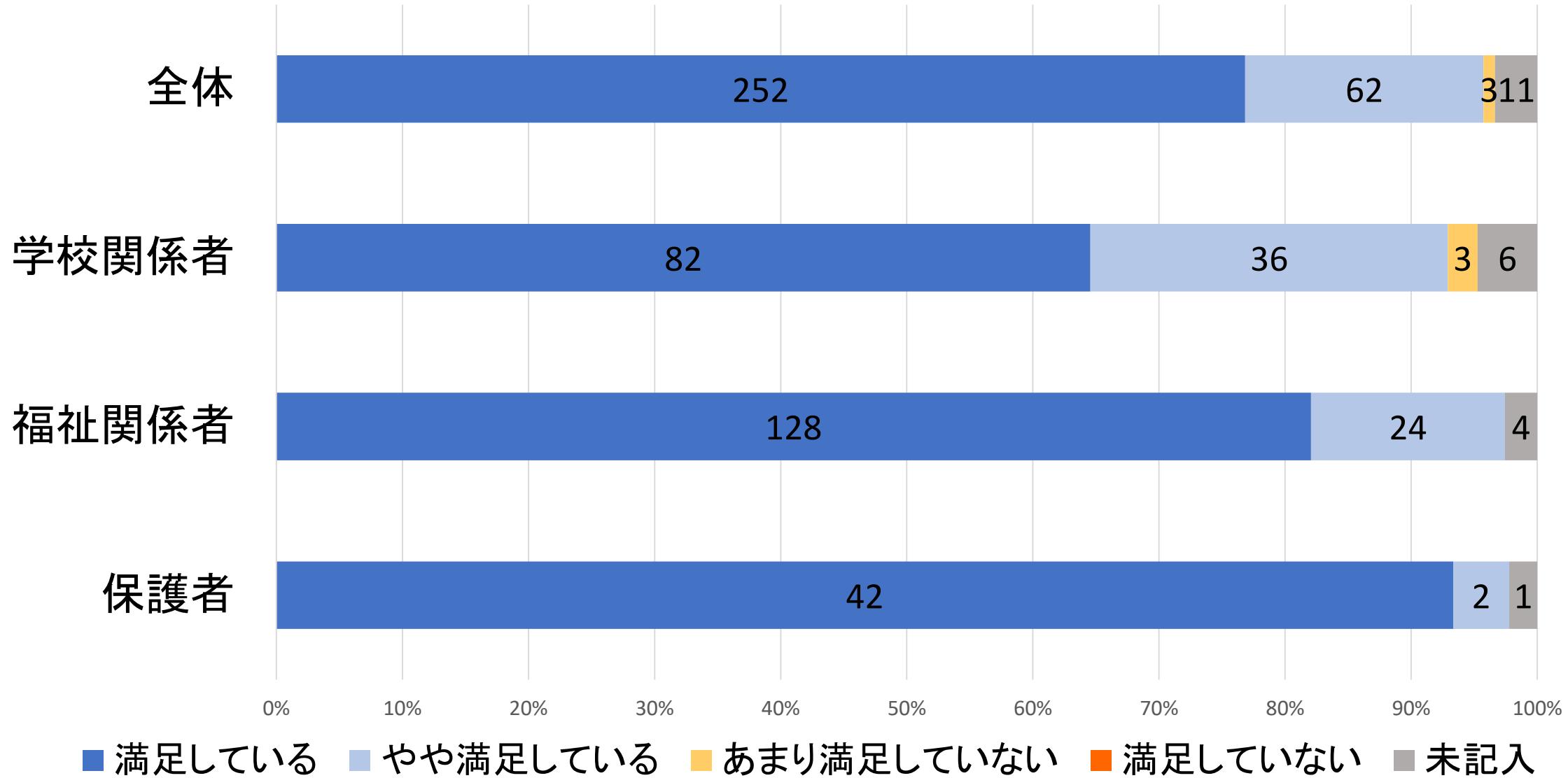
■ 8-10人

■ 不明

【アンケート項目①】回答者の属性 (N=328)

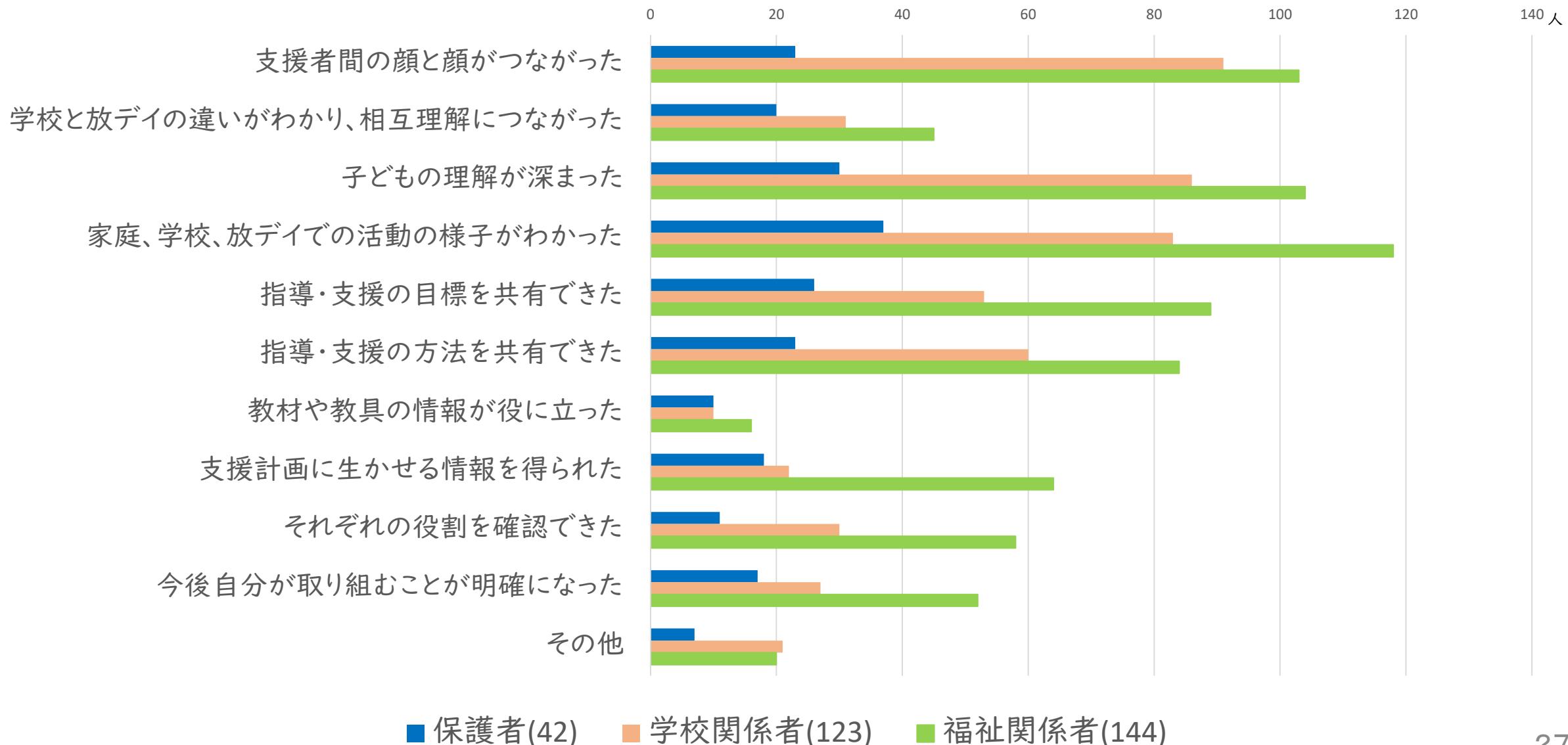


【アンケート項目2】
支援会議の内容に満足していますか



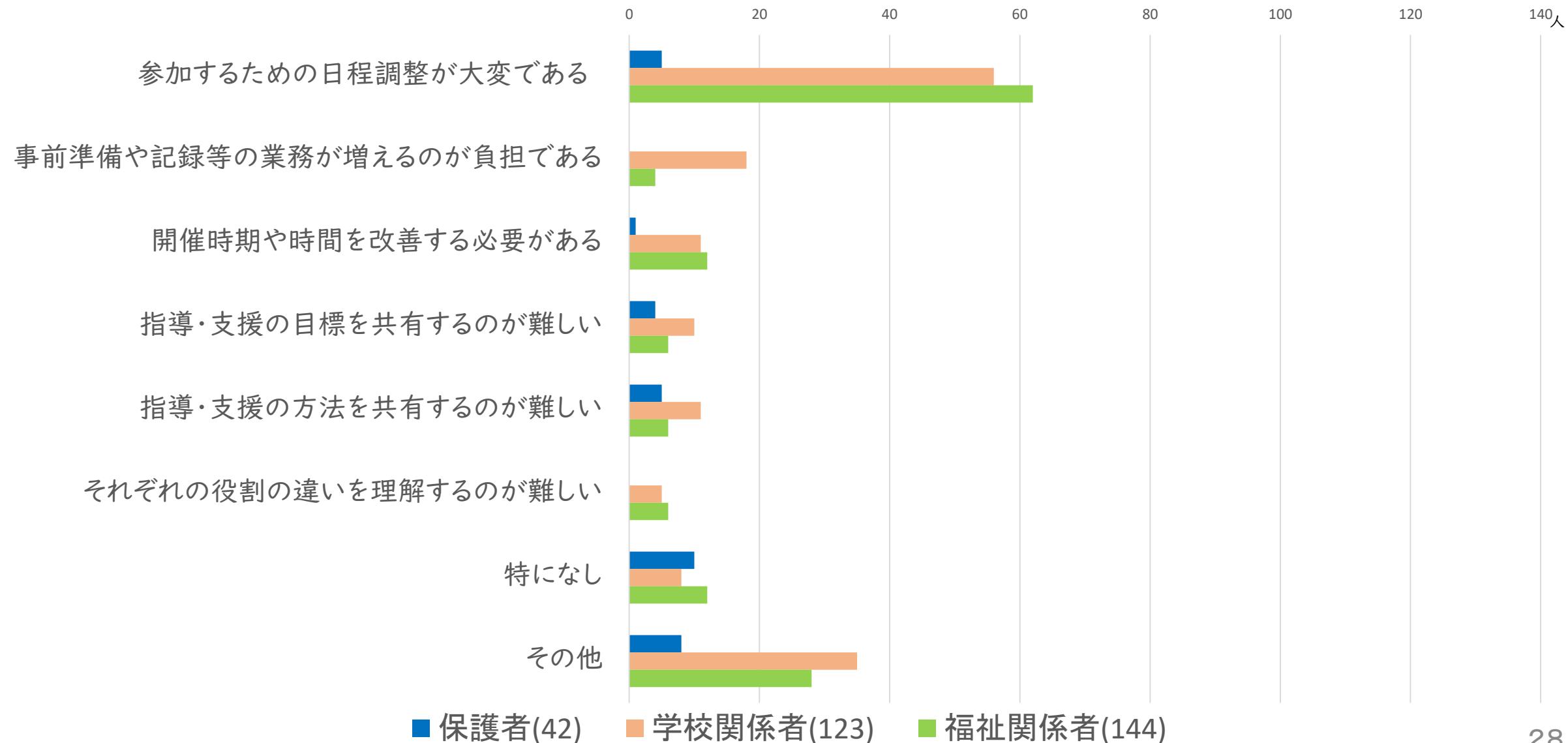
【アンケート項目3】

支援会議の成果と思われることは何ですか？〈複数回答〉



【アンケート項目4】

支援会議の課題と思われることは何ですか？〈複数回答〉



アンケートのまとめと課題

- ・保護者、学校関係者、福祉関係者の3者の満足度は高く、支援会議が情報共有の場として効果があることが明らかになった
- ・互いの役割を踏まえた指導・支援の目標や方法を共有するためには、連携する相手を理解すること、多面的な視点で対象児の実態を把握することが基盤となる。したがって、支援会議の目的を明確にし、情報の質が深まるような進行の仕方を工夫する必要がある
- ・日程の調整や会議時間の設定の難しさなどの課題を解決するためには、個人情報の保護に留意しつつ、情報共有の方法について検討する必要がある

令和2年度の取組のまとめ 支援会議実施の課題

- 全員は実施できない現実

理由：相談支援専門員の担当ケース数の多さ、学校の放課後の会議日程調整、セルフプラン等

→優先順位を決める（例：小1, 小4, 中1, 高1）

- 学校側の受け入れ体制の構築

→教育委員会の協力も必要

→福祉制度の理解、連携への協力等（管理職対象の研修会、教員対象の研修会、理解啓発用のリーフレットの配布等）

令和3年度
小・中学校における
支援会議の実施

令和3年度 小・中学校における支援会議の実施

令和3年度 小・中学校における支援会議の実施

支援会議(サービス担当者会議)の目的

- ・児童生徒の実態や指導・支援の手立て等について情報を共有し、共通点や相違点を理解する。
- ・より良い指導・支援を目指して、家庭・学校・放課後等デイサービスそれぞれの役割について話し合う。
- ・学校の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」、福祉機関の「モニタリング」「障害児支援利用計画」「個別支援計画」に生かす。

開催の手順

- 1 相談支援事業所の相談支援専門員が保護者に連絡する
- 2 保護者が学校に申し出る
- 3 相談支援専門員が関係者と日程調整をする
(学校の窓口は、学級担任またはコーディネーター)
- 4 学校、福祉機関が保護者に当日提示する資料(支援計画等)の了解を得る
- 5 学校で会議を行う(司会進行は主に相談支援専門員)

小・中学校にご協力いただきたいこと

- ・保護者の承諾を得て、個別の教育支援計画等を福祉機関の支援者に提示する
- ・対象児の教室を会場とし、学級担任や特別支援教育コーディネーターが会議に出席する
- ・会議の内容を個別の教育支援計画等に反映させ、日々の教育実践に生かす

相談支援事業所

障害児支援利用計画(サービス等利用計画)

保護者



放デイ:A

学級担任

個別支援計画

放デイ:B

個別の教育支援計画・個別の指導計画

特別支援教育コーディネーター

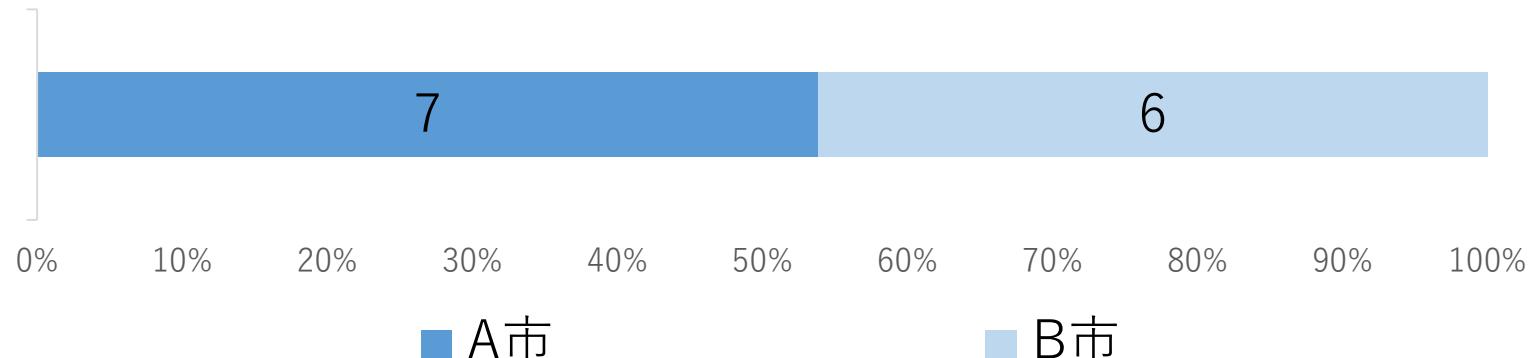
実施に向けた段取り(協力依頼)

	教育機関・関係者	福祉機関・関係者
4月	県教育局 県立学校部 特別支援教育課 市町村支援部 義務教育指導課	県知事部局 福祉部 障害者支援課
5月	教育事務所長協議会	市自立支援協議会こども部会
6月	市教育委員会 ※自治体によっては自立支援協議会こども部会長と一緒に協力依頼	障害児者支援担当部署
7月	市小中学校校長会 ※自治体によっては基幹相談支援センター所長と一緒に協力依頼	市相談支援事業所連絡会 ※自治体によっては教育委員会指導主事も同席
8月以降	支援会議の実施 ※コロナ禍の影響により中止となるケース有	支援会議の実施

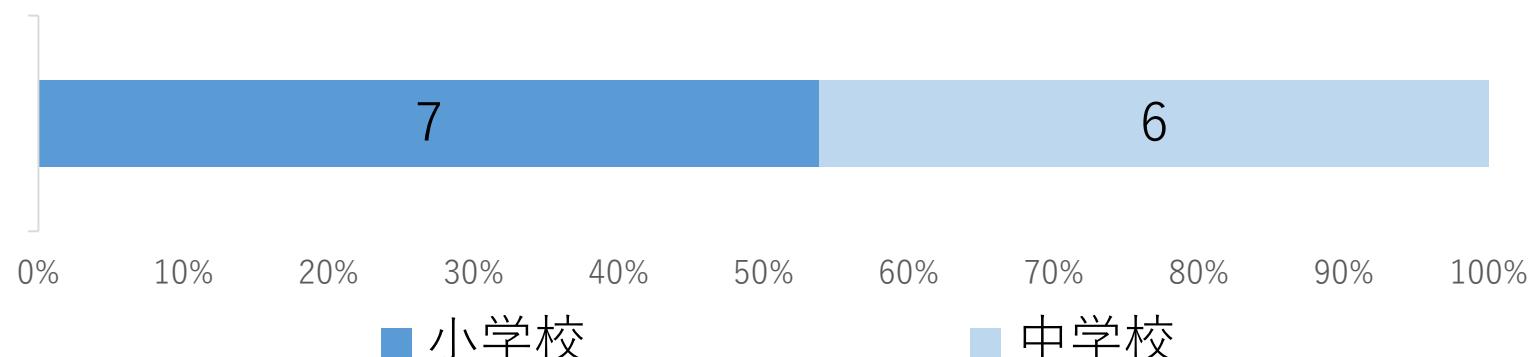
→ 県内4市の協力の下、教育委員会や福祉部局、基幹相談支援センターが中心となり、支援会議開催に向けて調整していただいている。

支援会議の実施状況 <2月末現在 13ケース>

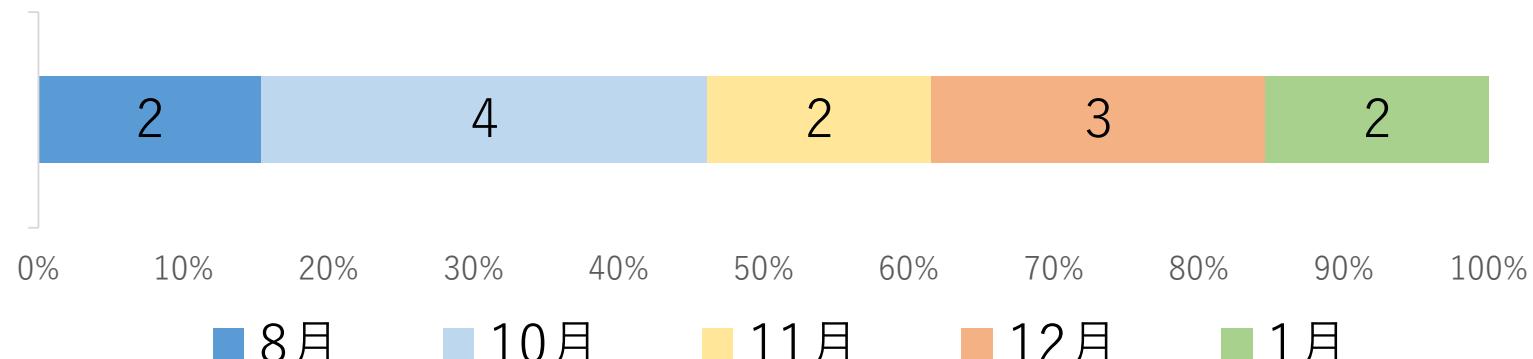
◆実施ケース数



◆学校種

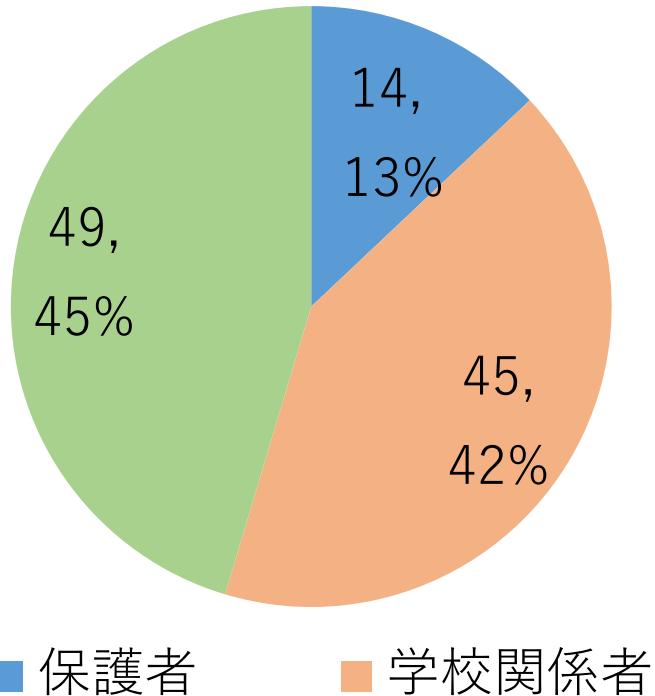


◆実施時期

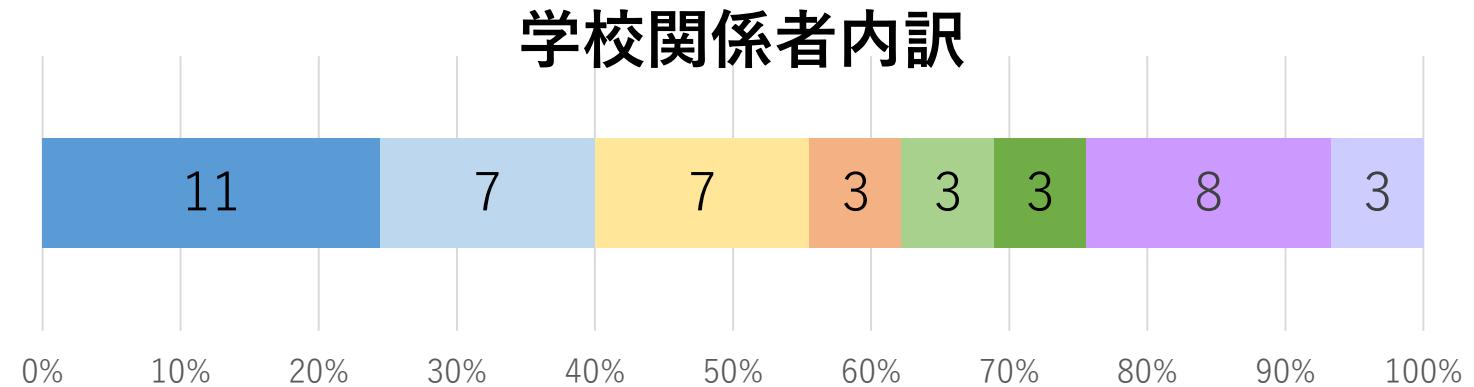


【アンケート項目①】 回答者の属性 (N=108)

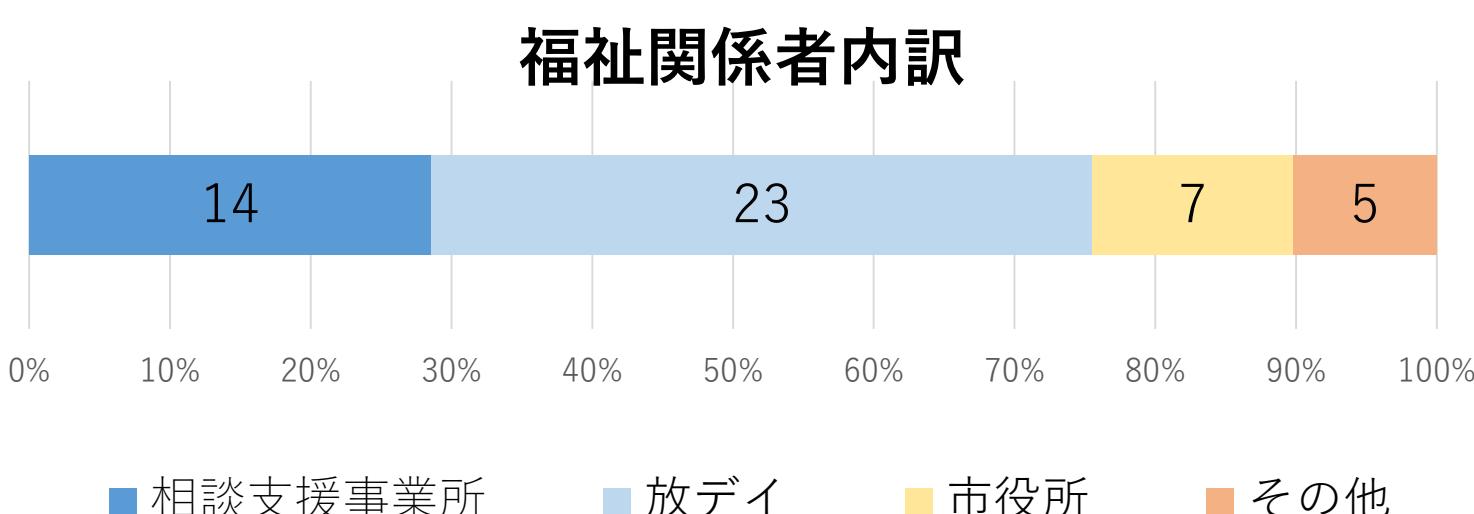
全体



■ 保護者
■ 福祉関係者

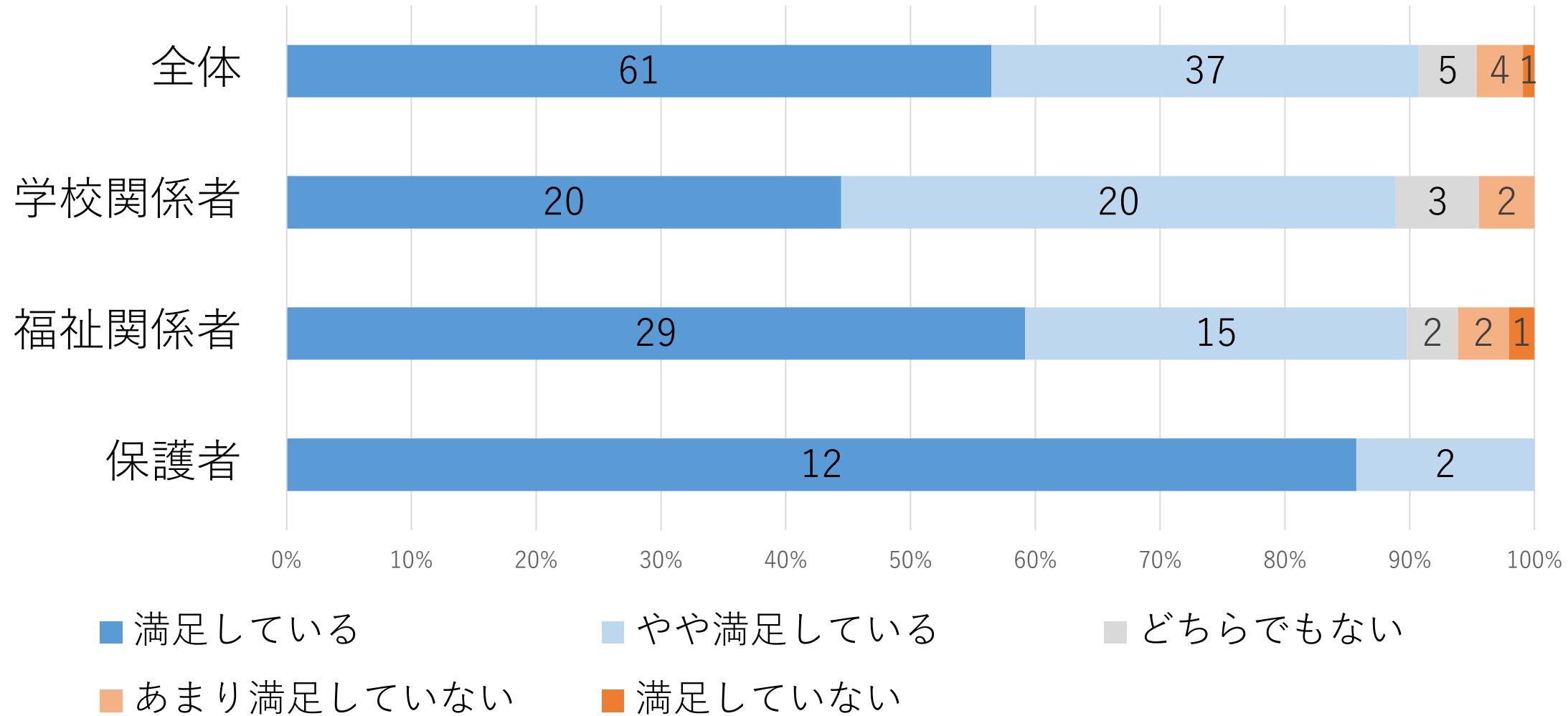


■ 担任 ■ コーディネーター ■ 校長
■ 教頭 ■ 学年主任 ■ SSW
■ その他(教科担当等) ■ 不明

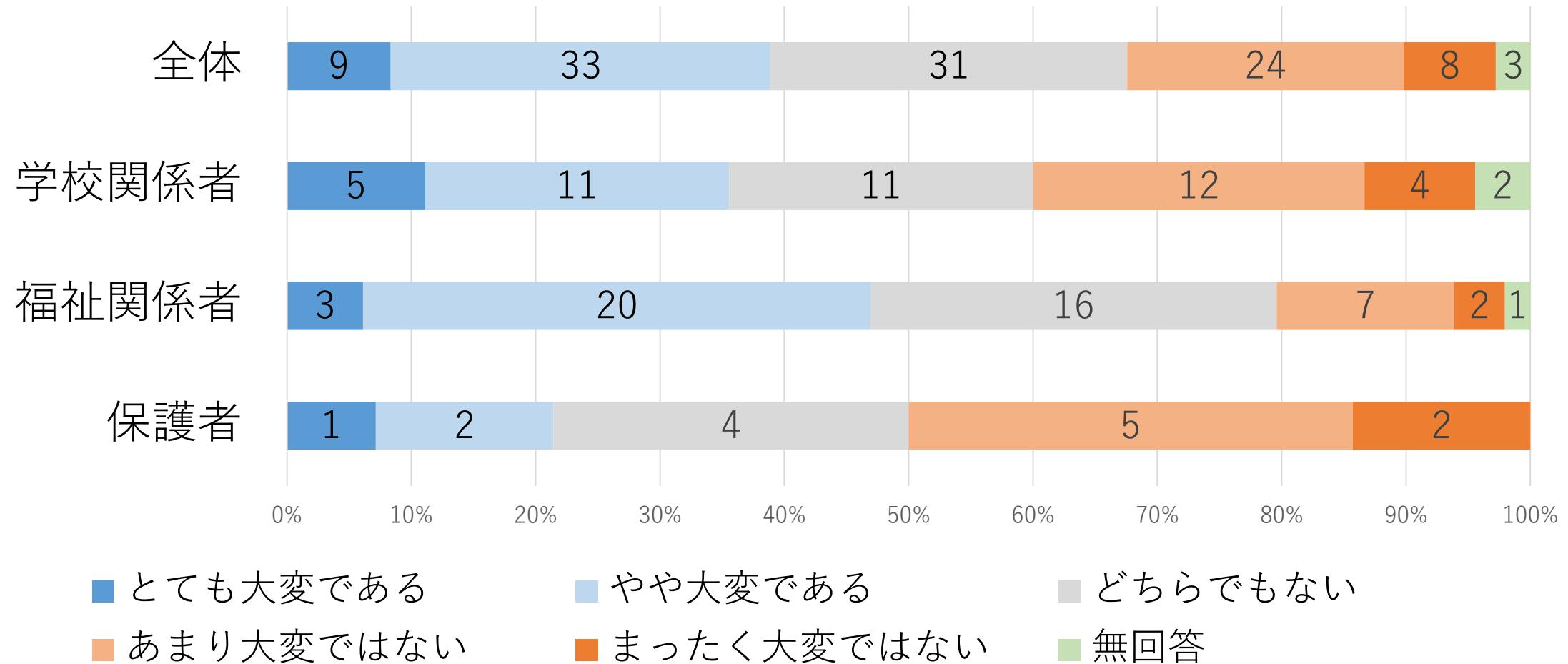


■ 相談支援事業所 ■ 放デイ ■ 市役所 ■ その他 35

【アンケート項目2】 支援会議の内容に満足していますか



【アンケート項目7】 会議に参加するための日程調整は大変でしたか



家庭・教育・福祉の連携に係る自治体の取組

- 所沢市 (人口:34,3637人 令和3年12月末日現在)
報告:所沢市こども未来部こども福祉課 主査 宮武 寛 様
- 狹山市 (人口:14,9692人 令和4年1月1日現在)
報告:狭山市自立支援協議会こども部会 部会長 柳澤 健一 様
- 入間市 (人口:14,6252人 令和4年2月1日現在)
報告:入間市教育部学校教育課副参事 吉野 正美 様

所沢市の取組について

報告:所沢市こども未来部こども福祉課 主査 宮武 寛 様

所沢市

(人口:34,3637人 令和3年12月末日現在)

- ・自立支援協議会こども部会
→家庭と教育と福祉の連携をテーマに検討を重ねた
- ・『第5次所沢市障害者支援計画』第2章第2節「4 学齢期の支援」関連分野間の協働における主な施策・事業へ位置づけ
- ・教育委員会と障害児者支援担当部署の連携
→福祉制度等理解啓発のためのリーフレットを作成し、市内の小・中学校へ配布
→小・中学校における支援会議実施に向けての調整

第5次所沢市障害者支援計画 (令和3年度から令和5年度)

関連分野間の協働

学齢期では、日中の時間を学校で過ごし、放課後には放課後等デイサービス^{*1}事業所を利用される方が増えています。

こうした状況を踏まえ、障害児支援の関係機関が同じ方向を向いて支援を行うために、学校、放課後等デイサービス事業所、障害児支援をプランニングする指定障害児相談支援事業所と家庭の連携強化を図っていきます。

主な施策・事業

学校・放課後等デイ
サービス事業所・指定
障害児相談支援事業
所、家庭の連携強化

学校と放課後等デイサービス事業所との連携強化
を図るため、先進自治体の取組等を参考に、情報共有・
関係構築の手法について調査研究を行います。

発達障害をはじめ障害のある子どものよりよい支援のために
学校と福祉サービスの連携を進めています

「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」

の一環です

相談支援事業所

放課後等デイサービスなどの福祉サービスを利用する際に、専門の相談員が子どもや保護者の相談に応じ、希望する生活や援助の方針と一緒に考えます。

また、福祉サービスを利用する際に必要な「障害児支援利用計画」を作成し、サービス後も利用の状況をモニタリングします。

学校との調整が必要な場合には支援会議を開催するなど調整役を担います。

放課後等デイサービス

小・中・高・特別支援学校に在籍している障害児に対して、放課後や学校休業日に、生活能力向上に必要な支援（自立支援のための活動、創作活動、余暇の提供等）を行います。

近年は、障害者手帳がない子どもや普通級に在籍している子どもの利用も増えています。



障害児支援利用計画作成を行っている主な相談支援事業所

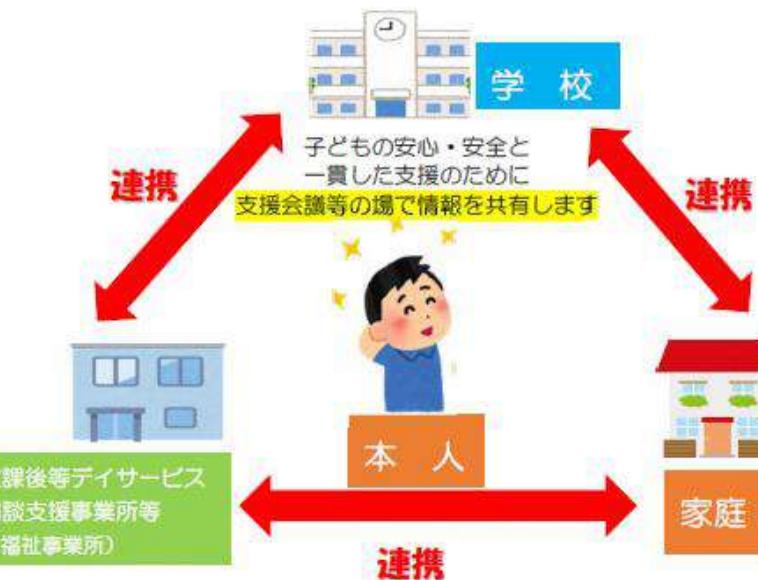
事業所名	所在地	電話
所沢市基幹相談支援センター		
ところざわ障がい者相談支援センター (福)所沢市社会福祉協議会	泉町 1861-1 (こども福祉の未来館内)	2929-1705
相談支援事業所 こみゅーと (福)皆成会	緑町 4-1-12	2008-3244
さばっと (福)藤の実会	北原町 935-1	2992-7888
所沢しあわせの里 (福)安心会	東狭山ヶ丘 5-916-3	2921-5566
相談支援事業 あすみるどーく (同)アスミル	美原町 3-2971-4	2936-6766
木子里ハート (株)かくどう舎	山口 5277-2	2941-3654
相談支援事業所 Sonik (NPO)バオバブの木	寿町 13-3	2941-3535
相談支援事業所 あるこ (NPO)インターメディカル	喜多町 13-8 ランドフォレスト航空公園 101	2922-3439
相談みらい園 (一社)MeRise	東所沢和田 2-23-5-103	2968-7724
相談支援センター優愛所沢 (株)メルフィス	和ケ原 1-37-3 大成ビル 201	2937-5433
LS 所沢 (株)アロハホールディングス	けやき台2-30-12	2937-6477
ひまわり (同)ひまわり	山口 5294 2F	2930-6968

※上記の相談支援事業所は、所沢市から指定を受けている主な障害児相談支援の事業所となります。

また**相談に関する情報は、個人情報保護法に基づき、法令遵守をしています。**

※子どもの利用している相談支援事業所がわからない時は、

所沢市役所 こども未来部 こども福祉課(2998-9223)へお問い合わせください。



参考資料



こども福祉ガイド別冊

障害児通所支援 利用案内

(所沢市役所こども未来部こども福祉課発行)

放課後等デイサービス事業所などの情報
が掲載されています。



所沢市ホームページ、キーワード検索より、
「こども福祉ガイド」で検索してください。
また、下のQRコードからも閲覧できます。



このリーフレットに関する問い合わせ先
所沢市自立支援協議会 こども部会
社会福祉法人 藤の実会 さばっと
04-2998-7888

狹山市の取組について

報告:狹山市自立支援協議会こども部会 部会長 柳澤 健一様

狹山市

(人口:14,9692人 令和4年1月1日現在)

- ・自立支援協議会こども部会
→地域連携シートの作成及び運用の検討

「地域連携シート」の活用

目的:子どもに 関わる支援者がつながり、横の連携を強化することにより、日々の支援の質の向上や地域における支援体制づくりをより一層充実させる
活用するメリット

- ・支援機関や担当者が一目で把握できる
- ・支援者同士の連絡が取りやすくなる
- ・支援会議を開催する際に役立つ
- ・連携するきっかけとなり得る

地域連携シート 地域の支援者がつながり、支援の充実を図ることを目的としています。

記入日 年 月 日

令和 年度 学校名/tel :

(特支・特学・通級) 年 組(担任:)

児童生徒氏名:

福祉

機関名(サービス名)	連絡先・利用曜日	担当者

例) 放課後等デイサービス、ショートステイなど

相談機関

機関名	連絡先	担当者

例) 相談支援センター、障害者福祉課など



医療・リハビリ

機関名	連絡先	目的・通院頻度など

例) ○○病院(小児科)、○○病院(ST, OT)など

その他: 身近に関わっている人や場所

名称	頻度や内容など

例) 支援してくれる親族・友人・近所の方、習い事、サークル活動など

記入例

地域連携シート 地域の支援者がつながり、支援の充実を図ることを目的としています。記入日 年 月 日

令和 4 年度 学校名：○□□小学校 04-29△○-○□□□ (特支・特学・通級) 3 年△△組 (担任：□○先生) 児童生徒氏名：狭山 太郎

福祉

機 関 名 (サービス名)	連絡先・利用曜日	担当者
○○○ (放課後等デイサービス)	04-29△△-○○○○ 月・水・木	○○さん
□□□ (放課後等デイサービス)	04-29△△-○○○□ 土・祝日	○□さん
△△△ (日中一時支援)	04-29△△-□○○○	△○さん
○○△ (行動援護)	04-29△△-○□○○	□○さん

例) 放課後等デイサービス、ショートステイなど

相談機関

機 関 名	連 絡 先	担当者
相談支援事業所△△	04-29△△-○○□□	○○さん
狭山市障害者福祉課	04-29△△-○□□□	□□さん

例) 相談支援センター、障害者福祉課など



医療・リハビリ

機 関 名	連 絡 先	目的・通院頻度など
○○病院 (小児科)	04-29△△-□○□○	定期通院・年 4 回
□□病院	04-29△△-○□○□	言語療法・月 1 回

例) ○○病院 (小児科)、○○病院 (S T, O T) など

その他：身近に関わっている人や場所

名 称	頻度や内容など
学習塾○○ (□□先生)	毎週火曜日に通っている。 特性を理解した配慮をしてくれている。
母 (太郎のおばあちゃん)	近所に住んでいて、お願いすれば預かってくれる。

例) 支援してくれる親族・友人・近所の方、習い事、サークル活動など

入間市の取組について

報告:入間市教育部学校教育課副参事 吉野 正美 様

入間市

(人口:146,252人 令和4年2月1日現在)

①特別支援教育コーディネーター研修会の実施

→テーマ:「家庭と教育と福祉の連携について」

②連携のためのリーフレットを作成・配布

→教育委員会と障害者支援課及び基幹相談支援センターで協力し合って作成し、市内の小・中学校へ配布

③小・中学校における支援会議実施に向けて 教育センターが中心となって調整

→保護者や小・中学校、相談支援事業所への周知、会議実施の上での相談

④教育と福祉の連携に係る実務者協議会を開催

→市内の小・中学校教頭と相談支援専門員による意見交換

①特別支援教育コーディネーター研修会の実施

- ・支援会議の在り方
- ・特別支援教育コーディネーターの役割

国立障害者リハビリテーションセンター
教育・福祉連携推進官 畠山氏

特別支援教育コーディネーターの感想より

- ◎放課後等デイサービスを利用している児童がいるので、情報を共有し、連携して指導にあたることの**必要性を実感した。**
- ◎**個別の教育支援計画・個別の指導計画**について、連携・継続されるため、丁寧に進めたい。
- ◎この研修をとおして、学校と福祉が歩み寄れればと思う。コーディネーターとして、**橋渡し**になりたい。
- 入間市として、情報共有できるシステムを作ってほしい。
- 支援会議を開催するための時間を確保することが難しい。

②連携のためのリーフレット作成・配布

入間市指定の相談支援事業所



事業所名	所在地	電話
相談支援事業所イノセント	扇町屋 5-5-17	080-7882-4623
相談支援事業所創和	東町 1-10-3	04-2946-9563
在宅支援センター大樹	上藤沢 987-1 2階	04-2968-3581
相談支援事業所こうのとり	小谷田 707-1	080-7730-4343 080-8864-2215
おおぎ在宅介護支援センター	東町 4-1-80	04-2966-4378
相談支援事業所ソレイユ	扇町屋 5-5-17	090-2525-0688
入間市在宅支援事業所カラフル	扇町屋 2-1-12	04-2935-4851
相談支援事業所いっ歩	東町 4-3-6 第2すみれ 101	04-2907-0985
入間市児童発達支援センター	上藤沢 730-1	04-2968-7785
LS 入間	河原町 1-25 ユーケー入間駅前ビル 1階	04-2968-9938
グレース相談支援センター	南峯 337-3 コンフォートアーツ B102	04-2001-1266

参考資料

障害者のしおり

- 障害のある方に関する支援制度の情報が掲載されています。
市内にある障害児通所支援事業所(P33・P34)や障害児相談支援事業所(P36・P37)の情報についてはこちらをご覧ください。
- 障害者のしおりについては、入間市のホームページよりダウンロードができます。

http://www.city.iruma.saitama.jp/_res/projects/default_project/_page_001/011/972/syoubaisyanosioriR3.4.pdf

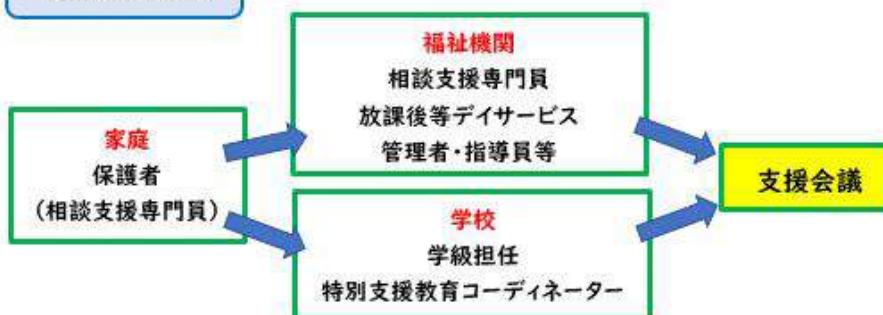
学校関係者向けリーフレット

発達障害をはじめ障害のある子どもの よりよい支援のために
学校と放課後等デイサービスの連携を進めています



文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の一環です。

支援会議の流れ





福祉サービスを利用する時の手続き

利用の流れ

- 利用する事業所の検討** 各事業所に直接確認、または、障害福祉担当課に相談。
- 支給申請** 障害福祉担当課に申請（障害者手帳がない場合は事前に相談）
- 障害児支援利用計画（案）の作成** 相談支援事業所が作成。
- 支給決定** 障害福祉担当課が「通所受給者証」を交付（有効期間1年以内）
- 障害児支援利用計画の作成** 相談支援事業所が作成。
- 利用契約** 「通所受給者証」を持参し、事業所と契約。
- 利用開始**
- モニタリング** 相談支援事業所が定期的に利用状況等を検証、計画の見直し。
- 更新手続き** 通常1年ごとに更新手続きが必要。

相談支援事業所の役割 (市町村指定事業所)

- 1 適切なサービスの組み合わせを検討し、障害児支援利用計画（案）を作成します。（支給決定前）
- 2 通所支援事業所等との連絡調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。（支給決定後）
- 3 定期的に利用状況を検証し（サービス担当者会議）、計画の見直しをします。（サービス利用後）

障害児支援利用計画

相談支援専門員が、子ども又は保護者の同意のもとに作成します。子どもや家族が希望する生活や総合的な援助の方針、それらを踏まえた支援目標や最も適切なサービスの組み合わせ等が記載されています。

小・中・高等学校の児童生徒が利用できる福祉サービス

いずれも児童福祉法に定められた障害児通所支援事業です

放課後等デイサービス (都道府県認定事業所)

小・中・高・特別支援学校に在籍している子どもに対して、放課後や学校休業日に、生活能力向上に必要な支援（自立支援のための活動、創作活動、地域交流、余暇の提供等）を行います。
子どもの特性等に応じた個別支援計画を作成して支援するほか、保護者や学校、地域の関係機関とも連携して一貫した支援をしていくことを目指しています。そのためには、保護者・学校・事業所の3者間で情報を共有することが大切であり、日々の引き継ぎや支援会議等の場を活用して相互理解や役割分担を進めていく必要があります。

放課後等デイサービス個別支援計画

放課後等デイサービス事業所の児童発達支援管理責任者が作成します。本人や家族の希望、援助目標（長期・短期）と目標設定の理由、到達目標と具体的な支援方法等が記載されています。

保育所等訪問支援

保護者の依頼に基づき、発達支援を行う施設の職員（訪問支援員）が保育所・幼稚園・小学校等を訪問します。対象の子どもに対して集団生活に適応するための支援（直接支援）と、訪問先のスタッフへの技術的指導等（間接支援）を行います。

訪問支援員

児童発達支援センターや放課後等デイサービス事業所（一部）には、児童指導員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理担当職員等が訪問支援員として配置されています。

③小・中学校における支援会議実施に向けて 教育センターが中心となって調整

- ・支援会議の開催の仕方について助言・相談
- ・福祉部関係の会議に副参事・指導主事参加
- ・相談支援専門員との窓口・連絡調整
- ・就学相談、進学及び未就学児の入学準備における情報共有として支援会議を提案



- ・不登校傾向の生徒の状態が改善した。
- ・保護者が安心して学校に頼れるようになった。
- ・学校において、児童を受け入れる準備できた。

④教育と福祉の連携に係る実務者協議会を開催



「教育と福祉の連携に係る意見交換会」

入間市教育センター 2022. 2. 8

参加者:教頭、特別支援教育コーディネーター、障害者支援課職員、相談支援専門員など

教育と福祉の連携に係る意見交換会

入間市教育センター 2022.2.8

連携に前向きな校内体制を
つくりたい

グループワーク

- ・事例検討
- ・名刺交換



問題の解決方法が
広がった

互いの強みを生かすこと
が大切!

④教育と福祉の連携に係る実務者協議会を開催

教育・福祉・保健の連携に関するワーキングチーム（連携会議）の実施

（令和3年度発足）

構成

- ・教育部:学校教育課
- ・こども支援部:こども支援課、保育幼稚園課、青少年課、児童発達支援センター
- ・健康推進部:地域保健課
- ・福祉部:障害者支援課
- ・障害者基幹相談支援センター



→ 教育長の指示により、各課の業務について情報共有を図り、横断的な取組ができるか、月1回程度、検討した。次年度より担当課を越えた相談に対応できる体制づくりに取り組む。

教育・福祉・保健の連携に関するワーキングチーム

令和3年度

- ① 情報共有(同意書の作成) → 支援チーム体制づくり
- ② 教育と福祉と保健の連携シンボルマーク作成
- ③ サポート手帳の活用・促進
→ システム導入の検討



就学相談受付票・就学相談申込票

令和 年 月 日() 時 分 受付
①お子様のお名前(ふりがな) 男 女
②お誕生日 平成 年 月 日生
③保護者(世帯主)の方のお名前(続柄) *電話(来所)をいただいた方のお名前(続柄)
④現在通っている幼稚園・保育園(所)・施設等
⑤入学予定校
⑥電話番号 携帯: 自宅:
⑦お子様の様子(主として気になること)
⑧来所いただける日 令和 年 月 日() 時 分

⑨来所いただいた日 令和 年 月 日()
⑩住所 〒358- 入間市
★お子様のすきなこと、得意なこと
★入学にあたって心配なこと 等
★医療機関
★手帳について ある ・ なし 【 】
★情報の共有について
⑪(あて先)入間市長・入間市教育委員会 入間市就学相談を申し込みます。 また、相談支援にあたり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意します。同意にあたっては入間市個人情報保護条例について説明を受けました。
令和 年 月 日 本人署名

表

入間市個人情報保護条例(平成18年9月29日条例第39号)(抄)

裏

第3条 実施機関は、個人情報の収集、保管及び利用(以下「収集等」という。)をするときは、この条例の目的を達成するため、必要な措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、収集目的を明らかにして、「本人」から直接収集しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

3 実施機関は、個人情報を本人以外のものから収集したときは、速やかにその旨を当該本人に通知しなければならない。ただし、本人に通知しないことが正当と認められる理由があるときは、この限りでない。

第10条 実施機関は、保有個人情報について、個人情報の収集等の目的の範囲を超えた利用をし、又は実施機関以外のものへの提供をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保有個人情報について、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。

※裏面別表を参照

(1) 本人の同意があるとき。

第18条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めにより、開示することができないとされている情報
- (2) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
- (4) 個人の評価、診断、判定、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

【別表】関係機関・関係者等

- ・入間市教育委員会
- ・入間市教育センター
- ・入間市小中学校
- ・埼玉県立高等学校
- ・埼玉県立特別支援学校
- ・私立学校
- ・こども支援課
- ・子育て世代包括支援センター
- ・子育て支援拠点
- ・保育幼稚園課
- ・保育所・保育園・幼稚園
- ・青少年課・学童保育室
- ・障害者支援課
- ・障害者基幹相談支援センター
- ・障害者相談支援センターリボン
- ・障害者就労支援センターリボン
- ・障害福祉サービス事業所
- ・地域保健課
- ・児童相談所
- ・保健所
- ・民生委員・児童委員
- ・国立障害者リハビリテーションセンター学院

福祉部

障害者支援課 りばん 同意書

同意書

私の支援に関わる必要な情報を、下記のとおり取り扱うことに同意します。

記

1. 障害福祉サービスや障害児通所サービス、またその他制度のサービス（以下、「障害福祉サービス等」という）を利用するためには必要な個人情報及び、相談

内容、その他の必要な情報を、相談支援事業所やサービス提供事業所、その他必要な支援機関と情報を共有すること。

2. 障害福祉サービス等の利用以外の相談（一般相談）を、継続的かつ包括的に行

うために必要な個人情報及び、相談内容、その他の必要な情報を、相談支援事業所やサービス提供事業所、その他必要な支援機関と情報を共有すること。

以上

令和 年 月 日

□ 意思表示
住所

□ 本人氏名

（自筆による署名または記名押印）

□ 代筆者氏名

（自筆による署名または記名押印）

こども支援部

児童発達支援センター「ういづ」

相談票		電話	来所	オンライン	調整	その他
【日時】	令和 年 月 日()午前・午後 時 分					
【方法・場所】	相談場所					
【対象者】						
【相談者】	氏名 _____ () 住所 電話					
【対象者】	氏名 _____ () 住所 電話 生年月日 年 月 日生 ()	相談者との関係 ※家族構成【シェアグラム】				
【相談題】	無	有	【内容】	無	有	【】
【他機関への連絡】	無	有	()			
【相談要旨(主訴)】	1) 2)					
【聴取した内容】						
【アセスメント・対応】						
【相談者の三面】						
【今後の方針】	1. 終了 2. 徒歩 3. 他施設との連絡 徒歩の場合、他施設との連絡について 丁寧な対応を実現・各施設の種別・学校・医療機関・その他() 丁寧なし 不明					

裏面 : 個人情報保護条例や関係機関について記載

連携のきっかけとして

- ・地域連携推進マネジャーのような動きをする人材
→ 連携先につなげる、支援会議などの場の設定など
- ・自立支援協議会において「連携」をテーマに取り上げる
→ 様々な職種が集まる場で自治体の実態やニーズに応じた取組の創出
(福祉への理解啓発リーフレットの作成・配布、連携シートの作成・活用など)
- ・顔と顔がつながる場の設置
→ 意見交換会やグループワーク、相互理解のための研修会の実施など
(教育・福祉連携推進のための研修実施ガイドの活用)

家庭・教育・福祉連携推進事業

教育と福祉の連携については、地域での切れ目ない支援が求められており、厚生労働省・文部科学省において「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」を立ち上げ、報告をとりまとめた。各市町村がこの報告書における教育と福祉の連携を推進し、保護者支援を推進するための方策を実施し、その検証結果について報告を行う事業を実施する。

教育・福祉の連携を強化し、障害のある子どもとその家族の地域生活の向上を図るために、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置し、

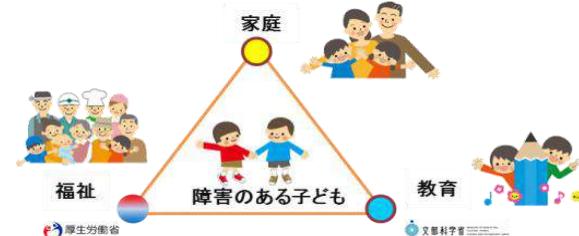
①教育と福祉の連携を推進するための方策

- 教育委員会、福祉部局、学校、障害児通所支援事業所の関係構築の場の設置
- 障害福祉制度の周知を図るための福祉部局と教育委員会等による合同研修の実施



②保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のために相談窓口を整理し、ハンドブックの作成等の連携方策を実施する。



**市町村単位で
家庭・教育・福祉の連携を実現！！**

※スタートアップの費用として活用することを想定しているため、補助対象は事業開始から3年以内に限る。

地域連携推進マネジャーの役割 イメージ

①教育と福祉等の関係構築の場の設置及び会議の開催



- 関係構築の場を設置するための関係者の選定
- 関係者の予定を調整し、会議の開催
- 会議のファシリテート

地域連携推進マネジャー



多領域の関係者との関係構築

②合同研修の実施



- 研修の企画
- 研修講師の選定
- 研修受講の案内作成

地域連携推進マネジャー



研修の開催



教育・福祉の支援者の
相互理解及びスキル向上

③保護者等に対する相談窓口



- 保護者等に対する相談支援の実施
- 保護者等に地域の資源を紹介
- 保護者のニーズを教育関係者、福祉関係者に伝える。

地域連携推進マネジャー



保護者等が適切な支援に
たどり着くことができる

※地域連携推進マネジャーは、公認心理師や社会福祉士等を想定

- 教員と福祉支援者の連携のための合同研修会
- 教員対象の福祉理解のための研修会
- 福祉支援者対象の教育理解のための研修会

「研修カリキュラム」「研修実施ガイド」掲載サイト



「eラーニングコンテンツ」掲載サイト
【令和4年4月公開予定】

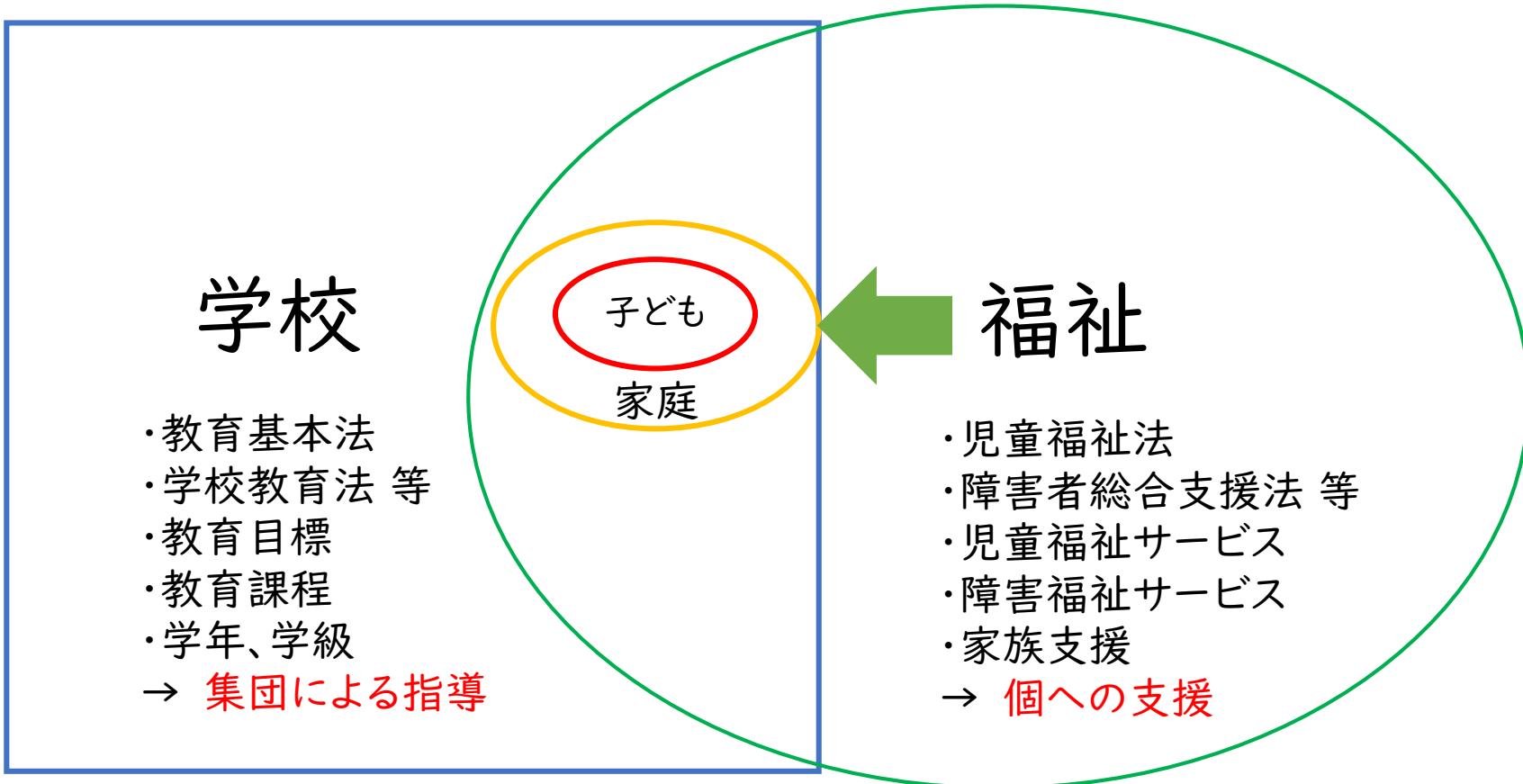


令和3年度 発達障害教育実践セミナー

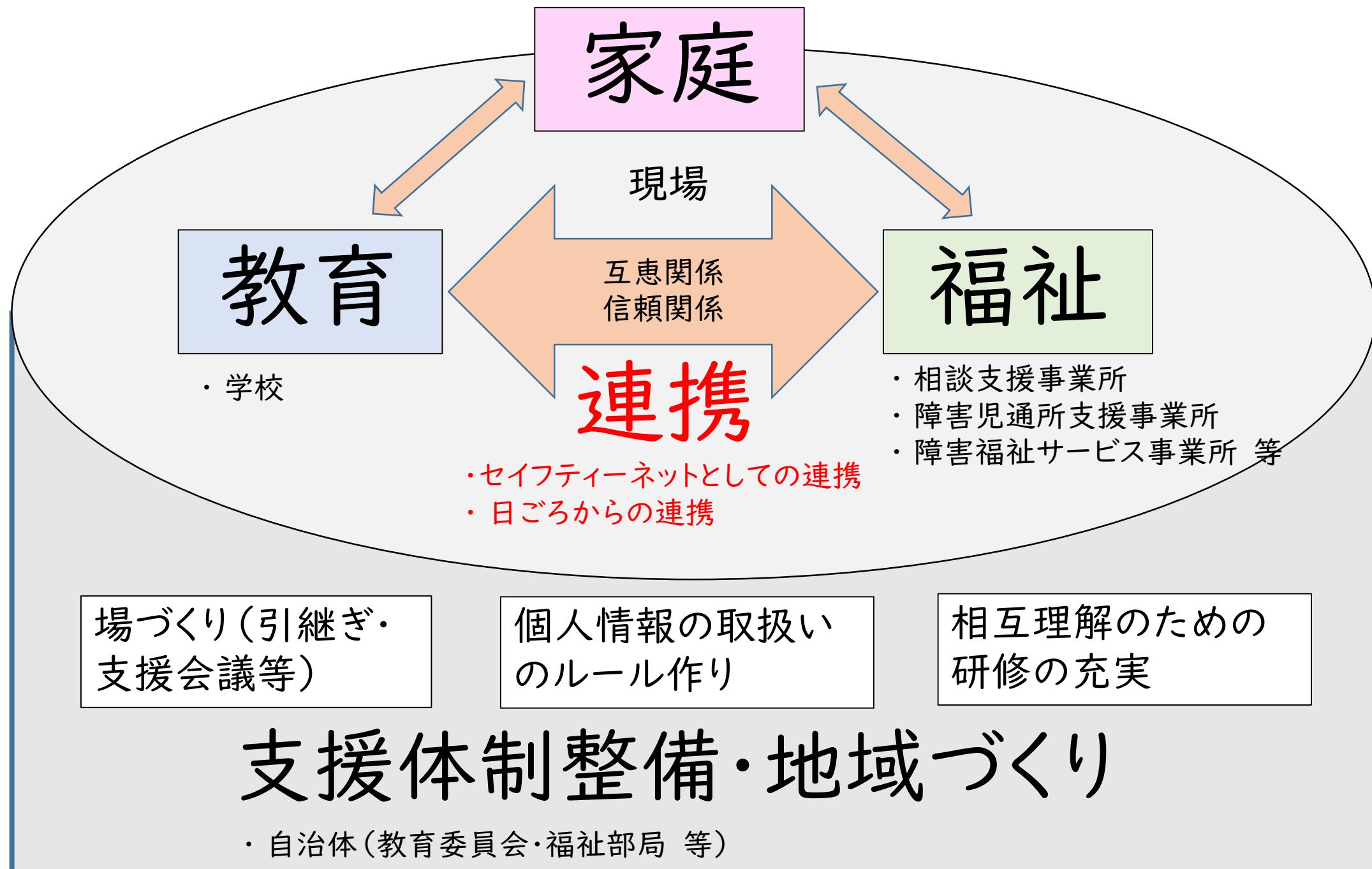
教育と福祉が「連携・協働」するための課題の整理と検討

9つの自治体の実践報告（秋田県、福井市、宮崎市、川崎市、宮崎県、山口県、福井県、滋賀県、徳島県）

教育と福祉の違いの整理



※異なる文化・背景等の中で、同じゴールを目指すために大切にしたいこと
→「互恵関係」(お互いにとって恵みがある関り)に基づく結果(子どもの成長・幸せ)
→「信頼関係」「対等な立場」(それぞれの専門性への敬意)



連携が維持・継続するために

- ・個人情報の取扱いに関するルール作り
→ 連携を目的とした自治体による同意書の作成・活用など
- ・人事異動に影響されない連携システムの構築
→ 子どもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータを個人情報の保護に配慮した上で関係者で共有できるような行政の情報管理システムがあれば、切れ目のない支援体制の整備につながる
- ・連携の場づくりを積み重ねていくこと
→ 相互理解のための講義や、教員と福祉支援者が事例検討などで学び合う場など、行政が実施主体となり、研修を実施する